

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木曜日）

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 2 5 年 3 月 1 4 日（木曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 平成 2 5 年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 2 号 平成 2 5 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 3 号 平成 2 5 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について
- 議案第 4 号 平成 2 5 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について
- 議案第 8 号 平成 2 5 年度旭市病院事業会計予算の議決について
- 議案第 9 号 平成 2 4 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について
- 議案第 1 4 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 5 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 1 7 号 旭市小規模水道条例の制定について
- 議案第 1 8 号 旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 議案第 2 4 号 旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 議案第 2 9 号 旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

る条例の制定について

議案第 31 号 旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 35 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 36 号 旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 37 号 旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 38 号 旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について

議案第 39 号 旭市墓地条例を廃止する条例の制定について

議案第 43 号 指定管理者の指定について

《付託請願》

請願第 1 号 建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について

出席委員（8 名）

委員長 景山岩三郎

副委員長 伊藤房代

委員 林一哉

委員 林正一郎

委員 林俊介

委員 佐久間茂樹

委員 向後悦世

委員 島田和雄

欠席委員（なし）

委員外出席者（2 名）

議員 林七巳

議員 飯嶋正利

説明のため出席した者（28 名）

教育長 茅田哲雄

税務課長 佐藤一則

環境課長 大木多可志

保険年金課長 石毛健一

健康管理課長	高山重幸
子育て支援課長	佐久間隆
病院事務部長	菅谷敏之史
学校教育課長	菅谷充雅
体育振興課長	野口國男
病院経理課長	鈴木清武
その他の担当職員	12名

社会福祉課長	渡辺輝明
高齢者福祉課長	石井繁
庶務課長	横山秀喜
生涯学習課長	高野晃雄
病院人事情報課長	河北隆
病院施設課長	永嶋英和

事務局職員出席者

事務局長	堀江通洋
主査	榎澤茂

事務局次長	向後嘉弘
-------	------

開会 午前10時 0分

○委員長（景山岩三郎） おはようございます。

大変忙しい中、ご苦労さまでございます。そして、委員の皆さん、そして職員の皆さん、3月11日の震災の慰霊祭、ご苦労さまでございました。これからも、全員、力を合わせて、ともに頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくどうぞお願いいたします。天気のほうも暑くなったり寒くなったりしていますので、皆さん、体調に気をつけてこれからも頑張ってもらいたいと思っております。よろしくお願いいたします。

そしてまた、先にお亡くなりになりました嶋田哲純議員に哀悼を表し、嶋田議員のしっかりとした遺志を継ぎ頑張っていきたいと思っております。皆さん、よろしくどうぞお願いをいたします。

ここで、委員会を開会する前に、あらかじめ了承願いたいと思っております。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内で写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は8名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、林七巳議員、飯嶋正利議員のほうから傍聴したい旨がありましたので、これを許可いたしましたので、ご了承願いたいと思っております。

また、市民より傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、併せてご了承を願いたいと思っております。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午前10時 3分

（傍聴者入室）

再開 午前10時 3分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、埴田教育長よりご挨拶をお願いいたします。

○教育長（夢田哲雄） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部、関係各課を代表し、ご挨拶を申し上げます。

日ごろより委員の皆様には、多方面にわたりご指導、ご支援をいただき、誠にありがとうございます。

きのうで中学校5校の卒業式は全て終了いたしました。ありがとうございました。来週には小学校の卒業式、また4月に入りましたら小学校・中学校の入学式が挙行されますので、公私ともご多忙とは存じ上げますが、皆様におかれましては、ご臨席の上、祝福いただきますようよろしくお願いをいたします。

さて、本日、付託されました議案第1号ほか23議案についてのご審議をいただくことになります。答弁は簡潔明瞭になるよう努めてまいりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ありがとうございました。

議案の説明、質疑

○委員長（景山岩三郎） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管の事項について、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、議案第14号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の制定について、議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第38号、旭市心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、議案第43号、指定管理者の指定についての24議案であります。

初めに、議案第1号中の所管について、担当課より説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決について、社会福祉課所管の事項について補足説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

18ページをお願いいたします。

11款1項1目2節児童福祉費負担金、説明欄4、児童発達支援事業利用者負担金54万3,000円は、本年4月から海上保健センターの一部を借用して設置する「旭市こども発達センター」の利用者負担分でございます。

21ページをお願いいたします。

13款1項1目1節社会福祉費国庫負担金、説明欄2、障害者自立支援給付費等負担金4億7,586万7,000円は、自立支援給付事業の国負担分でございます。

22ページをお願いいたします。

3節生活保護費国庫負担金、説明欄1、生活保護費負担金4億3,760万円は、生活保護扶

助費の国負担分であります。2項2目1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1、地域生活支援事業費等補助金3,627万8,000円は、地域生活支援事業の国負担分でございます。

25ページをお願いいたします。

14款1項1目1節社会福祉費県負担金、説明欄1、障害者自立支援給付費等負担金2億3,793万3,000円は、自立支援給付事業の県負担分でございます。

30ページをお願いいたします。

3項2目2節災害救助費委託金、説明欄1、県外避難者災害救助費委託金355万3,000円は、福島県からの避難者への住宅扶助費に係る委託金であります。

35ページをお願いいたします。

19款5項2目1節過年度収入、説明欄1、生活保護費第73条分1,650万円は、生活保護法第73条において、市内に住所がない、または明らかでない者への給付費に係る市の負担分については、県が負担することになっております。この収入は、平成24年度において県が負担すべき給付費を本年度に受け入れることから、過年度収入になるものであります。

続きまして、歳出の事項についてご説明いたします。

93ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、説明欄4、戦没者追悼事業110万7,000円は、隔年で開催している戦没者追悼式の費用で、本年は10月17日に開催を予定しております。

飛びまして、120ページをお願いいたします。

4項2目扶助費、説明欄1、生活保護扶助費5億8,346万7,000円は、平成25年度の年間保護世帯数を326世帯、保護人数を378人と見込み計上したものでございます。

121ページをお願いいたします。

5項1目災害救助費の説明欄2、東日本大震災災害救助費634万5,000円は、東日本大震災の被災者に対して、災害弔慰金及び福島県からの避難者への住宅扶助費を計上したものでございます。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第1号、保険年金課所管の事項について補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

21ページをお開きください。

このページの下になりますけれども、13款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費国庫負担金の説明欄4になります。保険基盤安定負担金2,188万9,000円は、国保の被保険者支援分としての一般会計繰出金の2分の1の額であります。

24ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の説明欄になります。国民年金事務費交付金1,752万円は、国民年金事務に要する人件費等の経費に係る交付金であります。

25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費負担金の1節社会福祉費県負担金の説明欄3になりますが、保険基盤安定負担金1億8,889万5,000円は、国保の被保険者の支援分として一般会計繰出金の4分の1の額及び保険税軽減分としての一般会計繰出金の4分の3であります。

2節老人福祉費県負担金の説明欄になりますが、後期高齢者医療保険基盤安定負担金9,736万3,000円は、後期高齢者医療に係る保険料軽減分として一般会計繰出金の4分の3の額であります。

次に、36ページをお願いいたします。

19款諸収入、5項3目1節雑入の説明欄の26になりますけれども、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金291万4,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合からの補助金でありまして、歳出の事業で申し上げますと、歳出105ページの3款民生費2項2目後期高齢者医療費の説明欄4にございます後期高齢者短期人間ドック助成事業と、106ページの3目生活支援費の説明欄4、はり・きゅう・マッサージ等利用助成事業並びに132ページの4款衛生費、1項2目予防費の説明欄5、感染症予防対策事業における肺炎球菌ワクチン接種費用助成金のうち後期高齢者分が補助対象事業となっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

102ページをお願いいたします。

3款民生費、1項4目国民健康保険費の説明欄に、国民健康保険事業特別会計繰出金とありますが、法定分以外にその他繰出金として4億5,000万円を計上しております。

105ページをお願いいたします。

2項2目後期高齢者医療費の説明欄をご覧ください。説明欄2の後期医療連合負担金4億5,237万2,000円ですが、これは千葉県後期高齢者医療広域連合における関連経費と後期高齢者に係る療養費のうち旭市の負担分を計上するものでございます。

説明欄3の後期高齢者医療特別会計繰出金1億4,377万5,000円ですが、これは一般会計か

ら後期高齢者医療特別会計への法定分の繰出金であります。

説明欄4の後期高齢者短期人間ドック助成事業は、平成25年度からの新規事業としまして国民健康保険と同様に、短期人間ドック受検費用の70%、限度額4万円を助成するもので、受検者は50名を予定しております。

なお、この助成額に対しましては、広域連合より全額補助金として措置される予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、子育て支援課所管事業のうち、本会議並びに全員協議会で主要事業としてご説明しなかった点について、補足説明を申し上げます。

予算書の23ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の13款2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費国庫補助金の説明欄2の子育て支援交付金2,017万6,000円は、次世代育成支援行動計画による事業費の助成金で、補助率2分の1です。対象事業といたしましては、地域子育て支援センター運営事業、つどいの広場事業、一時預かり事業、赤ちゃん全戸訪問事業となっております。

続いて、歳出でございます。

予算書の108ページをお開きください。

3款3項1目児童福祉総務費の7億6,861万8,000円は、前年度比1億8,718万2,000円、32.2%の増となっております。増加の主なものといたしましては、予算書の111ページ、説明欄8の児童扶養手当給付事業2億6,517万円は、受給者の増により、20節扶助費が増加したものです。

続きまして、予算書の112ページをお開きください。

説明欄11の地域子育て支援センター運営事業2,025万円のうち、19節負担金補助及び交付金の私立保育所次世代育成支援事業補助金2,009万円は、前年度比436万円、2.8%の増となっています。これは、平成25年4月に私立保育園サンライズ・ベビーホームが地域子育て支援拠点施設（ひろば型）を開設するため、新たに運営費補助金を計上したものであるものです。

続きまして、予算書114ページをお開きください。

3款3項4目保育所費の18億7,081万6,000円は、前年度比3億8,266万8,000円、25.7%の

増となっております。増加の主なものといたしまして、説明欄の6、保育所施設改修事業750万円は、民間保育所施設設備費として千葉県安心こども基金の助成対象となるもので、私立おうめい保育園に対する助成金を計上したものです。

以上で、議案第1号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、高齢者福祉課所管分について補足説明申し上げます。

恐れ入ります。予算書の103ページをお願いいたします。

3款民生費、2項1目老人福祉総務費の説明欄3の老人保護扶助費6,927万3,000円は、経済的な理由等により自宅における生活が困難な低所得者の高齢者を措置するための費用で、35人分の費用を見込んでおります。

これに関連します歳入ですが、歳入の18ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節老人福祉費負担金の説明欄1、老人施設入所者負担金686万3,000円は、措置された方も収入に応じて負担をしていただくことから、この負担金額を歳入として見込んだものでございます。

恐れ入ります。また歳出に戻りますが、105ページをお開きください。

2項3目生活支援費の説明欄1、地域包括支援センター運営事業の13委託料653万4,000円は、要支援1及び2に該当する要支援認定者のケアプラン作成委託料で、作成件数を全体で2,480件見込み、そのうち1,488件の作成委託を見込んだものであります。要支援認定者のケアプランの作成につきまして、地域包括支援センターの職員だけで全て作成することが困難なため、居宅介護支援事業所に委託するものであります。

恐れ入ります。また歳入に戻っていただきまして、36ページをお願いいたします。

雑入の説明欄15に、全体のケアプラン作成料といたしまして、2,480件分、1,058万円を介護予防サービス計画費収入として計上してございます。これが財源になります。

また歳出に戻りますが、106ページをお願いいたします。

説明欄5、緊急通報体制等整備事業の13委託料742万4,000円は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援するため、緊急通報装置を設置するものであります。設置台数222台を今年度は見込みました。

説明欄6、家族介護慰労金支給事業の20扶助費799万2,000円は、要介護4または5と認定され、寝たきりで日常生活の全般において介護を要する方を同居して介護している家族に対

し、慰労金を支給する事業でございます。25年度の対象者数を135人と見込み、支給額は月額8,000円、支給月を10月と4月、2回といたしております。

補足しての説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、健康管理課所管に係ります主な事業のうち、全員協議会で説明をいたしませんでしたことについて、補足説明を申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。

予算書の23ページをお願いいたします。

13款2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1番、がん検診推進事業費補助金645万円は、がん検診に伴う補助金で、子宮頸がん、乳がん、大腸がん検診のうち補助対象となる節目年齢の受診者に係る補助金で、補助率は2分の1となります。

続きまして、27ページをお願いいたします。

14款2項3目衛生費県補助金、説明欄1番、健康増進事業費補助金169万8,000円は、健康教育、健康相談及び肝炎ウイルス検診などの成人健康診査に係る補助金で、補助率は3分の2となります。

続いて、説明欄2番の妊婦健康診査支援基金事業費補助金1,757万3,000円は、妊婦健診に係る補助金で補助率は2分の1となります。

なお、昨年まで子宮頸がん等ワクチンである3ワクチンの接種につきましては補助事業として実施しておりましたが、平成25年度からは、定期予防接種となり、補助金がなくなっております。

続きまして、歳出について申し上げます。

128ページをお願いいたします。

説明欄中段にあります15節工事請負費4,700万円は、飯岡保健福祉センターの多目的ホール及びエントランスホールの老朽化した空調設備の改修工事費でございます。

資料の図面をご覧いただきたいと思います。

工事の概要ですが、多目的ホール及びエントランスホール系統のチラーユニットを撤去し、新たに床置き型パッケージエアコンを設置するものであります。設置箇所は、図面上段中央部分の多目的ホールに4台、それから図面下部の両側、エントランスホールに3台ずつ設置するものであります。

続きまして、予算書の131ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、説明欄4番、がん検診事業8,246万4,000円は、胃がん検診、乳がん検診、肺がん検診及び子宮がん検診を各保健センターで、また、大腸がん検診、前立腺がん検診につきましては市内医療機関での個別検診として実施するものでございます。

続きまして、133ページをお願いいたします。

4款1項3目母子保健費、説明欄1番、妊婦・乳幼児健康診査事業の20節扶助費、妊婦・乳児一般健康診査助成金5,525万6,000円は、妊婦560人、14回の健診費用を助成するものでございます。

以上で、健康管理課所管の説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） ここから教育費ということになります。

議案第1号の所管事項の説明ということで、全員協議会で主要事業として4事業ほど説明させていただきました。それ以外のその他の事業について、何点か補足説明させていただきます。

予算書の221ページをお開きください。

歳出のほうになります。

10款2項1目、説明欄1、小学校施設管理費は、1億4,432万4,000円で、小学校15校に係る通常の施設管理費であります。内訳は、説明欄記載のとおりとなります。

223ページをお開きください。

説明欄3です。小学校施設改修事業は7,905万円で、15節工事請負費6,250万円は、滝郷小学校屋外運動場改修工事と老朽化及び危険箇所などの改修工事に係る経費を計上させていただきました。

飛びまして、228ページをお開きください。

10款3項1目、説明欄1の中学校施設管理費、小学校と同様に6,822万2,000円で中学校5校に係る通常の管理費です。内訳は、同様に記載のとおりということになります。

続きまして、230ページをお開きください。

説明欄3の中学校施設改修事業、これは2,400万円で、11節需用費440万円は中学校施設維持補修に係る経費でございます。

15節工事請負費ですが、1,960万円で、老朽化及び危険箇所等の改修工事に係る経費であります。

以上で、庶務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち、学校教育課所管の補足説明を申し上げます。

嚶鳴小学校放課後児童クラブ棟の建設工事についてご説明いたします。

概要につきましては、先日の全員協議会でご説明をしたとおりでございますが、本日、補足説明といたしまして平面図と配置図を配付させていただきました。そちらをご覧くださいと思います。

最初に、平面図のほうでございます。左側の生活室が嚶鳴第1児童クラブ、生活室2が嚶鳴第2児童クラブでの利用を予定しております。

続きまして、次のページの配置図をご覧くださいと思います。

計画地でございますが、嚶鳴小学校の正門の南側で、児童クラブ棟が北側に、駐車場を南側に予定しております。

以上で、学校教育課所管の補足説明を終わりにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、生涯学習課から、さきの議会全員協議会でご説明いたしました事業以外の予算の補足説明を申し上げます。

予算書の259ページをご覧くださいと思います。

10款4項12目のキャンプ場の説明欄1、海上キャンプ場管理費でございますけれども、海上キャンプ場の運営費用といたしまして1,277万6,000円を計上するものでございます。前年度比で102万1,000円の増となりますが、これは高圧電源設備機器の取り替えや体育館の雨漏り補修等の修繕料が増えたことによるものでございます。

また、これ以外の主な内容としましては、施設の光熱水費として156万円、それから260ページをご覧くださいと思いますが、受付等の日常管理業務を業者に委託しております。その委託料として611万1,000円、管理棟やトイレ、体育館等の定期的な清掃業務の委託料として122万3,000円を計上いたしました。

最後に、バンガロー等の利用状況ですが、本年2月末現在では5,258人、前年同期の5,335人と比較しましてほぼ同程度の利用をいただいております。また、体育館につきましては、前年の8,627人を993人上回る9,620人のご利用をいただきました。

以上で、生涯学習課所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにいいですか。ないですね。

担当課の説明は終わりました。

議案第1号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） じゃ、質問させていただきます。

まず、124ページですけれども、説明欄13の委託料、休日救急診療委託料ですけれども、これについてちょっと確認的なものなんですけれども、この予算は市が委託料としてお医者さんの人件費だと思いますけれども、それを市が負担して、診察した結果の報酬については、これは中央病院のほうに入ると、そういうことでよろしいかということなんですけれども、もしそういうことであれば、今年の1月から始まったわけなんですけど、1月、2月の患者数、それから診療報酬はどのくらいであったかということをお伺いします。

それと、続きまして134ページですが、説明欄の3番の赤ちゃん全戸訪問事業ですけれども、この事業につきまして、全戸訪問ということで書かれておりますので全員の赤ちゃんが対象になっていると思いますけれども、生後どのくらいの赤ちゃんを対象にされているのか。訪問をして、どういったようなことをされているのか、お伺いします。

続きまして、223ページ、説明欄4の小学校大規模改造事業ですけれども、この中でまず13番目の委託料ですが、その中で耐震点検調査委託料というのがありますけれども、耐震については既にもう全部終了しているというふうに認識しておりますけれども、どういったようなことに使われるのか、まず1点目お伺いします。

それと、15の工事請負費ですけれども、この予算は、2億2,200万円ですか、嚶鳴小学校の大規模改修の費用の予算だと思いますけれども、この改修に当たりまして、昨年、嚶鳴小学校につきましては、トイレのにおいがだいぶひどいというようなことで、若干の予算をつけていただきまして改修されたわけでありまして、抜本的な対策がとれなかったということで、まだまだ十分な対応ではなかったというようなことでございました。今年この大規模改修をするに当たりましては、外観だけでなく、においの対策は、恐らくにおいは、配管が古くなって、そこににおいがこびりついて、それが外に出てきて、におっていたというようなことが主な理由だと思いますので、その配管、水回り、そういったところを抜本的に直していただきたいと。大規模改修をやるわけですので、恐らく校舎の長寿命化というんですか、そういったようなことも考えての大規模改修だと思いますので、やった後でまたやり直すというようなことがないようにお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、まず休日救急診療につきましてお答えいたします。

診療報酬につきましては、中央病院の収入となります。それで、12月30日から開始しまして今までの実績でございますけれども、月別に申し上げたほうがよろしいでしょうか。12月は1日実施いたしました。受診者数は19人で、診療報酬としましては20万9,960円となります。1月が7日間実施いたしました。受診者数は74人、58万610円が診療報酬となります。2月が、5日間実施して、36人、31万6,140円となっています。合計しますと、13日間実施しまして、受診者は129人、診療報酬が110万6,710円となっております。

続いて、赤ちゃんの全戸訪問についてでありますけれども、対象者は生後4か月までの赤ちゃんを対象としております。事業の内容としましては、赤ちゃんに対しますケアと申しまいしょうか、お乳の飲みが悪いとか、湿疹が出ているとか、そういうものに対する指導とか、そういうものを行っております。それから、乳幼児健診の事後指導及び未受診者等について、受診していただくよう勧奨をしているところであります。

以上であります。

（発言する人あり）

○健康管理課長（高山重幸） 各乳幼児健診とかがありますけれども、そちらのほうの未受診者等につきまして、受診していただくように勧奨等をしているところであります。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、小学校の大規模改修のご質問にお答えします。

ページのほうは223ページになります。

最初に、委託料の耐震点検の委託料、耐震化が済んでいるのに、この委託料は何かというご質問だと思いますが、耐震化の場合には、通常、耐震化率というのは、建物の基礎ですとかはりですとか柱、そういう部分、つまり倒壊の可能性についての耐震化ということで、その部分に関しましては、飯岡中学校はこれから改築移転ということになりますけれども、そこ以外のところは100%ということで済んでございます。今回、予算計上させていただきました点検につきましては、一般質問等でも何回かご質問いただいておりますが、建物の非構造部材という部分になります。具体的には、今回、予定していますのは、体育館の壁、天井等でございます。専門業者による点検ということで、たたいたり、それから天井の部分に上が

っていただいてそれらのつり金具等の安全性を確認するという事で、予算的には13校分を予定しています。2校につきましては、三川小学校、富浦小学校は、今回、補正予算で提出させていただきました体育館の改修工事を予定していますので、その2校を除く13校分の委託料ということでございます。

それから、工事請負費の嚶鳴小学校につきまして、トイレ等のご要望ということで、改修するに当たっては基本的にその辺までも配慮してほしいといったようなことでございます。この件につきましては、島田委員さんよくご存じだと思いますが、トイレの改修につきまして、その後十分でなかったかというようなご意見でした。私のほうで捉えていますのは、きのうも校長先生から情報をいただきまして、職員の先生方については、もうにおいは、なくなったというような認識はしているようですが、たまたまふだんいらっしゃらない父兄が見えたときに、2階がちょっとにおうかなというような意見をいただいているというようなことも伺っています。

この大規模改修工事につきましては、十分その現場、いわゆる学校側の意見等を収集しまして、予算の範囲内でどこまでできるかということで、これから詰めていくものでございますので、トイレのほうもそういうことであれば改修対象ということで検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 再質問させていただきますけれども、まず休日診療のほうなんですけれども、まだ始まったばかりといったような中で、まだまだ患者数が少ないと私は感じるわけなんですけれども、少ないか多いか、その判断は分かれるところだと思いますけれども、まだ周知が、徹底されていないといったような面があるんじゃないかなというような気がしております。休日にお医者さんが開いているのは、旭市では、恐らくこれまでは中央病院の救急しかなかったと思いますけれども、そのほかにも飯岡診療所で開いているんだということを市民の皆さんが、全員が分かっているれば、恐らく飯岡診療所へもっと大勢の方がこれから向かうと思いますので、一回私のところにも問い合わせがありました。そういうことが分からなかったから、問い合わせがあったと思いますんで、できるだけもうちょっと何らかの方法をとり続けて、周知していただければと思います。

それと、2番目の赤ちゃんの全戸訪問ですけれども、4か月までの赤ちゃんを対象にされているということでありますけれども、赤ちゃんを見ると同時に、母親ですか、母親のほうも見られているのかどうか。見られていると言うと失礼ですけれども、母親の様子といいま

すか、そういったものも、できれば観察する必要があるんじゃないかなというような気がいたします。母親のほうからいろいろ相談された場合には、2回、3回と、1回にこだわらないで訪問すると、そういったこともしていただければというふうに思いますけれども、その辺の対応はどのようにされているのか。

それと、学校のほうについてはそういうことでひとつ、それともう1点、トイレの洋式化というのが当然されると思いますけれども、その辺もよろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の再質問に答弁を求めます。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 休日救急診療の周知ですけれども、現在、広報紙、1日号なんですけれども、そこに毎月、休日の診療日を載せております。それと、まだ新聞は1紙なんですけれども、千葉日報におきまして休日診療の救急診療欄に載っております。また、これからも続けていきたいと思っております。

それと、赤ちゃんの全戸訪問ですけれども、当然お母さんのほうにもケアはしております。乳幼児及び母子保健に関するもので訪問としまして、昨年度は375件ほど事後指導して、その後も指導しております。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） ただいまのご要望はしっかり受け止めまして、トイレの洋式化についても検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 飯岡健康センターの管理の状況でちょっとお尋ねしたいのですが、これは、旧飯岡町時代に向後町長が、国のゴールドプランにのっとり、我が町でも相当全力でこの健康センターを建設した経緯があるわけですが、それに関して、旧町時代は相当成績もよかったのですが、最近になって非常に評判が悪くなったと。それは何だと。要するに、風呂に汚い汚物が浮いているとか、いろんな問題で老人クラブのほうからご指摘がございますので、その管理状況に対してどのように指導しているのか、この点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、もう1点、国・県は、やはり資産を各地方自治体に、売却と、委託ということをしているわけですが、海上のキャンプ場は、私、いただくのに、こじきが馬をもらったより、始末が悪いんでないかという考えを持っていたわけですが、せつかくの

ことだから。それから保養センターも、これも古い施設をお金は出して、地方の行政の地方自治体が管理していくということは非常に難しいと、こういうふうに私は思っていたんです。経済的に非常に難しい、こういうふうに思っていたんですが、課長、そこでお尋ねするのでございますが、県営でやっていたときと市営でやっていたとき——市営で今現在やっておりますね、市で管理しているときに、どれだけの差異があるか、利用者に対して差異があるかということをお尋ねしたいと。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 飯岡福祉センターの管理運営につきましてのご質問にお答えいたします。

こちらのセンターにつきましては、今、私どものほうで旭市社会福祉協議会のほうにセンターのほうの維持管理のほうをお願いしております。指定管理料としましては25年度予算では1,300万2,000円という形で、今、委員ご指摘のように、お風呂のほうでの関係等がございまして、そちらのほうの報告のほうも社会福祉協議会の事務局長のほうから何度かいただいておりますので、清掃等には注意をするようにという形でしておりますけれども、今後ともさらに利用者の方にご不快な気分は与えないように気をつけますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） キャンプ場の利用の状況ですけれども、県のときのデータがちょっとこちらのほうにございませんが、ただ県が経営したときには、使用料は無料でありました。ただいまの市の場合には有料になっておりますので、恐らく当時と比べましたら利用者は減っているかと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 私は、あまりしつこく問いたくはございませんが、健康センターに対しましては、非常に、ひとたび信用をなくすということになりますと非常に利用者が少ないと。現在、いいおか荘の風呂が現在では休館しておりますので、どうしても保健センターへ行きたいと。しかしながら、その管理体制がなっていないと、非常に残念だなと。社会福祉

協議会へ委託することは、行政側としては、やむを得ないと私は思いますが、しかしながらそれを指導するのが市の行政であるという、その運営理念をやはり忘れちゃいけないと、私はそういうふうに思いますので、課長、ひとつ社会福祉協議会のほうに、あそこは、言っては悪いけれども、ちょっとたるんでいるんですよ。私が監査をやっていたとき、もう時効になりましたが、去年で3年ですから、3年守秘義務がありますからちょっとしゃべらせていただきますが、お金を貸して何百万円というお金が全然とれないでいるんですよ。ずさんな運営をしているんですね、私に言わせると。私は相当きつく指摘した覚えがございます。

そういったわけで、社会福祉協議会のほうにも、いま一考きつく、今、理事長は塙さんですか、ちょっときつく指導をしていただきたいと、これは私の要望でございます。1回信用を逸するとやはりなかなかお客は帰ってきません、来ないです。利用者が帰ってこないということをややはり頭の中に入れて、行政運営していただきたいと。また行政サービスしていただきたい、これは要望でございます。

それと、もう1点が、データがないということであれば、高野課長にこれ以上迫ってもいけないわけですが、これだけの施設を県から譲渡されたということであれば、あとは、どのように利用するかということは、課長、商売の商人道から言えば、創意工夫をして、いかに市に財政負担をかけないかというのが、あなたに課せられた責任だろうと、私はそのように思いますので、今後は、やはりどうしたらいいかと、行政サービス、そして運営状況に関してどうしたらいいかという理念をしっかりと打ち出して、管理していただきたいと。

以上です。これは要望ですから、答弁はいりません。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

向後悦世委員。

○委員（向後悦世） 30ページのところで、民生費委託金の説明欄1番の県外避難者災害救助費委託金。これは何名くらい福島県から見えているのか、それと委託している内容、これをもうちょっと細かく説明していただければありがたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員の質疑に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 県外避難者災害救助費委託金355万3,000円の関係でございますが、福島県のほうから今5世帯おいでございまして、そちらの方について、福島県から千葉県を通じてございまして、私どものほうでアパート等の関係をやっているという形でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 向後悦世委員。

○委員（向後悦世） アパートの入居を紹介しているということですか。この間テレビで、福島県からの畜産農家の受け入れを山武市でやっぴまして、畜産のPRを兼ねて、肉の試食会をやったり、また旭市のほうでも、何かアパートを紹介するの、非常に被災者の救助に、また復興に役立つのかなと思いますが、旭市のほうでもそういう農業に関する支援ができれば、旭市は農業では天下一の産出額を誇る市ですので、また考えていただけたらありがたいと思います。答弁は結構でございます。

○委員長（景山岩三郎） ここで休憩をいたします。11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 4分

再開 午前11時15分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第1号の質疑を終わります。

続いて、議案第2号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます。

本案は、本会議で補足説明申し上げていることから、ここでは事業勘定の主要事業であります特定健診と人間ドック及び施設勘定の滝郷診療所につきまして、多少本会議と重複するところもありますが、補足説明を申し上げます。

325ページをお願いいたします。

8款1項1目保健事業でございますが、詳細につきましては右側の説明欄でご説明申し上げます。まず、説明欄1、特定健康診査等事業でございますが、これは、前年度比602万9,000円の減で、7,759万3,000円を計上いたしました。これは、現在、策定中の第2期特定

健康診査等実施計画におきましては、最終年度である平成29年度の目標受診率を60%とし、今年度の目標受診率は前年度と同様に50%と設定したところですが、特定健診の対象者である40歳から74歳までの被保険者数が減少したこと、また前年度実施しました、先ほども言いましたけれども、計画策定支援業務委託料の減などによる減額となったものでございます。

続きまして、326ページをお願いいたします。

説明欄3、短期人間ドック事業についてご説明いたします。予算額は、前年度と同額の3,259万2,000円を計上しました。受検者数は600名、内訳としまして1泊2日で360名、日帰りで240名と見込むものでございます。

次に、施設勘定であります滝郷診療所の診療日等について、若干ご説明させていただきます。平成25年4月より常勤医師の就任に伴いまして、診療日を水曜日と土日を除く週4日とし、診療時間を午前9時から12時、午後は1時半から5時までとさせていただきます。このことによりまして、来院される患者が増えるものと考え、歳入における診療収入、歳出における職員給与費及び医療材料費等の大幅な増を見込んだものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） ただいまの説明がありました特定健診についてお伺いしますけれども、目標、将来的には60%受診率を目指すというようなことでございましたけれども、目標を達成するためにこういったような対策を今後とられていくのか、その辺をお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 本年度、アンケート調査等を実施させていただきまして、未受診者のアンケート調査なんですけれども、その際には、運動教室とか、そういう習慣のをやっていただいて、習慣病をなくしていただきたいというような要望とかがありましたので、今後は、そういう教室等、来年度ですか、予算を計上してございまして、そういうのをやりながら、あと保健師等の訪問指導で徹底していきたいと思っております。ただ、受診率向上につきましては、これは広報なりでどんどんやっていくしかないかなと思っておりますので、あと保健推進員さんをお願いしたりして、実際には45%ぐらいの受診率でございますので、60%には、ちょっと最終的な29年度ですか、目標になりますけれども、頑張っていきたいと

思っています。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、医療費の増加といったことがこれからどんどん増えていくと——増加が増えるというのはちょっとおかしいですね。増加していくということでございますけれども、そういった中で、医療費低下の対策の一つとしましてやはり健康診断が有効だと、未然に病気を防ぐと、そういったことが大切だということが言われているわけですが、特定健診の受診率がなかなか向上しないということでございますので、対策は、今までの考えているような対策ではなかなか向上しないと思いますので、未受診者の方々に何らかの方法で、受診してくださいといったようなことを連絡したほうがいいんじゃないかと思いますけれども、その辺も含めまして受診率は向上していただきまして、医療費の低下につなげていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 委員言われるとおりでございます。今現在の方法ではある程度限られておりますので、これからは、もう少し知恵を出し合って、受診の勧奨を進めていきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） どうもご苦労さまでございます。

1点だけお伺いさせていただきたいと思います。滝郷診療所の先生なんですけれども、常勤ということで今ご説明がありました。それで、水曜日と土曜日はお休みで週4日ということなんですが、前回説明では、1日くらいどこかほかの病院へ行くような話があったかと思うんですね。その場合の収入というか、それを認めた上で、常勤をお願いしたんだろうと思うんですけれども、この今の時期ですからお医者さんを探すのは本当に大変だったと思うんですよ。よく探していただけたなと思いますけれども、やっぱりいろんな面から見ると多少問題点があるのかなと思えるので、その辺をちょっと確認したいんですけれども。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 1日ほかの病院へ行くんだろうというご質問ですけれども、1

日は、研修日ということで、ほかの病院へ行くということになっております。これにつきましては、一般質問でもございましたけれども、1日分の給料は無給とすることになっております。あと、職務専念義務の許可をとりまして行かせるようにしています。

収入につきましては、今いる病院の現給保障的なところでやっていきたいということで、ご勘弁いただきたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 微妙ですけども、研修に行った日も含めて、要するに給与は市のほうから出るということでもいいんですかね。ほかの収入はないと、先生は。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 研修に行った日は無給になります。その分は引かせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこいようで申し訳ないんですけども、週4日で、要するに医療職用の報酬が出ていますけれども、それで決めて出しているということで、残りの週3日あるわけですけども、その間に先生は、特に収入は得ないわけですね。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） これは、収入は得る予定——実際にまだ行っていないので、どうなるか分かりませんけれども、その日は、あくまで職務専念義務を出しまして、兼業の許可も出しますので、そういう形で、その日については給料が出ないということになっております。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 今の時世ですから、いろんな雇用形態というのがあろうと思うんですね。多分それが許されるんだと思うんですよ。それが実態だと思うんですね。ただ、公務員という話になると、兼業、副業という話はどうかのかなという、それがちょっとひっかかるんで、実際は、今の時世で副業を認めない、兼業を認めない、アルバイトを認めないという話になると、かなり雇用関係が厳しくなるんだと思うのね。それで、お役所での話なので、申し訳ないんですけども、ちょっと詰めさせていただいたわけです。

多分、私は、民間の人間ですから、あらゆる雇用形態も自由でいいと思っているんですけ

れども、やっぱり公務員となると多少縛られるところがあるのかなという気がするんで、お伺いさせていただきました。まず、お医者さんを探すということが大事なんで、そういった意味で本当によかったなと思っています。どうもすみません、ありがとうございました。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算について補足説明を申し上げます。

本案は、本会議でも補足説明申し上げているところでございますので、主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

歳入の355ページをお願いいたします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、千葉県後期高齢者医療広域連合の試算を基に積算しております。収納率でございますが、1節の現年度分特別徴収保険料は、年金からの天引きになることから、100%と見込んでおります。また、2節の現年度分普通徴収保険料は、口座振替または納付書によるものであり、過去の実績から97.46%と見込んでおります。

なお、保険料率でございますが、2年ごとの料率見直しにより、平成24年度、前年度ですか、同じ率でありまして、皆さん、ご存じだと思いますけれども、平成26年度からは県内統一の保険料になるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続いて、議案第4号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第4号、介護保険事業特別会計予算につつま

して補足説明申し上げます。

本案につきましても、全員協議会及び本会議の補足説明にてご説明申し上げたところでございますが、一部追加してご説明申し上げます。

予算書の372ページをお開きください。

歳入の6款繰入金、2項1目、説明欄1の介護給付費準備基金繰入金3,500万円ですが、歳出に対する歳入の不足額を基金から繰り入れするものでございます。これは、平成24年度から26年度までを計画期間といたします第5期介護保険事業計画策定におきまして、3年間の新たな保険料を設定するに当たり、保険料の上昇を少しでも抑制し、第1号被保険者の負担の軽減を図るため、介護会計で保有いたします基金の全額1億1,000万円を取り崩して財源に充てることとしたものでありまして、計画の2年目となります平成25年度は3,500万円の取り崩しを予定するものでございます。これによりまして、介護保険準備基金の残高は7,900万円となる見込みでございます。

次に、368ページをお開きください。

本年度予算額と前年度とを比較してございます。歳出の2款保険給付費ですが、対前年2億3,018万6,000円、5.5%の増を見込みました。要介護・要支援認定者がサービス等を受けた対価として支払うこの保険給付費が、歳出総額の97.2%を占めております。この対象となります介護認定及び介護サービスの利用状況でございますが、平成25年2月末現在で認定者数は2,501人、介護サービス利用者数ですが、これは平成25年1月の状況になりますが、利用者は全体で2,106人でございます。そのうち、居宅サービス利用者が1,480人、施設サービス利用者が626人というような状況でございます。

補足しての説明は以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第8号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

平成25年度旭市病院事業会計予算実施計画でございます。

収益的収入のうち、1款1項1目入院収益、2目外来収益は、24年度直近の患者数及び単価の実績をベースとして算出したしました。

次に、2項3目負担金及び交付金は、市の一般会計から繰り出される国からの地方交付税であり、交付税算定額を見込んで計上いたしました。

次に、予算書の9ページをお開きください。

収益支出のうち、1款1項1目給与費は、病院職員に係る給与費で、技師、看護師確保に伴う増加、法定福利費の総合事務組合負担金の減額を見込んで計上いたしました。

2目材料費のうち薬品費並びに診療材料費は、入院・外来収益を勘案し、さらに近年増加傾向になっている化学療法を増加分を見込み計上いたしました。

3目経費のうち委託費は、遠隔画像診断業務の委託を見込みました。

6目研究研修費は、地域医療センター運営に係る費用、医師確保対策費用等を計上いたしました。

次に、予算書の11ページをお開きください。

10項1目その他特別損失は、4号館東、5号館及び6号館解体工事を予定し、この解体工事費及び簿価を計上いたしました。

以上により、当期利益8,502万7,000円、税抜きで5,325万1,000円と見込んでおります。

次に、予算書の12ページをお開きください。

資本的収入のうち、1項1目企業債は、放射線治療機器整備事業、病院情報システム設備事業に係る企業債借り入れ8億円を予定いたしました。

2項1目補助金は、放射線治療機器設備整備補助金、香取海匠地域自治体病院支援事業補助金等を計上いたしました。

資本的支出のうち、1項1目工事費は、再整備事業解体工事に伴う外構工事、医師宿舎建設工事等を計上し、2目資産購入費は、病院情報システム機器、医療機器、ソフト開発費等を計上いたしました。

2項1目企業債償還金は、元金償還として11億3,892万8,000円を計上いたしました。

以上で、議案第8号、病院事業所管の補足説明を終わりにさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） ご苦労さまです。

私もあまりまだよく分からないんですけども、この間3月7日に独法化の研修というのがありまして、その中で、公営企業法全適でも、平成25年度ですか、経理の仕方というんですか、新システムになるという話をお伺いしたんですけども、その際、長村彌角さんですか、その新システムを入れるのに、かなり時間と費用がかかるんじゃないかという話をいただきました。ただ、中央病院さんはすごくきれいに経理ができていますので、最終決算書だけ整理するならそんなに時間はかからないのかもしれないですけども、その辺のお話を予算的には入っていたのか入っていないのか、私も私からいんですけども、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、ただいまの質問に対してちょっとお答えいたします。

平成26年度から公営企業の会計制度が見直しになります。私どもの病院のほうについては、26年度からの見直しということで、できるだけ早目にそういう対応しなければいけないという中で、昨年の始め、一昨年あたりから動き始めました中で、一応、今年度この3月3日に取りあえず新しいシステムの入替えをしております。そういった中で、今、稼働させながら不具合等がないかどうか、その辺を見ております。実際には、来年の26年度の予算、ここから新しい会計制度の予算書を作成します。実際にどのくらい変わるかという中で、実際には今まで例えば借り入れ等については、例えば借入資本金というような、そういう名目でしたが、借り入れについては、1年以内に償還が来るものは短期借り入れと、それから1年以上先に来るのは長期借り入れと、そういったような分類で資産の勘定処理をして、それから資金関係についても、例えば国債等でもし預入した場合、1年以内に満期償還が来るものは短期の流動性資金と、1年以上たつものについては長期というような、そういう色分けで勘定処理をしております。

こういった中で、ただいま質問があった中で、私ども、今回、予算書を作っているわけなんですけれども、この中で、新しいシステムが少しずつ稼働している中で、新システムになったときにどのくらいその辺の差異があるかと、ほとんど差異はないはずなんですけれども、その辺の検証を実施していく予定であります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ありますか。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 医師確保対策と看護師の確保対策ですか、これについて予算面でちょっとお伺いいたしますけれども、まず医師確保対策につきまして、予算書の41ページに、節で19節というんですか、医師確保対策費2,701万5,000円が計上されているわけなんですけど、昨年と比較して大幅に減少していると、昨年はたしか6,000万円以上あったと思いますけれども、かなり減少しているということでございますけれども、この理由と、この予算、どういったように使われているのか、お伺いします。

それと、看護師の確保対策ですけれども、看護師につきましては、看護師確保対策事業ですか、看護学校の事業をされて確保されているわけでありまして、そのほかにおきまして、看護師の確保についていろいろ対策がされているのかどうか、その2点をお伺いします。

それと、あと38ページですけれども、3節法定福利費、昨年もちっとお伺いしましたが、退職給与引当金、昨年はこの中で11億円弱を予算的に計上しているというような答弁でございました。本年度の予算を見ますと、昨年よりたしか4億円くらい減っているのか、本年度は26億円ですけれども、昨年度はたしか30億円くらいあったんじゃないかと思っておりますけれども、若干減らされてはおりますが、この辺、どのような状況か、退職給与引当金についてお伺いします。

それと、あと医師宿舎の建設工事の予算も出ておりますので、その辺もちっとお伺いしますけれども、医師宿舎につきまして以前からいろいろ常任委員会のほうでも協議されておりましたけれども、その中で私も一回お伺いしたんですが、これまでは、数年に1回ずつ、計画的にと申しますか、順次医師宿舎が整備されてきておりました。長期的な宿舎の整備については、やっぱり見通しというものが大事だと思います。そういった中で、今回、大規模な医師宿舎の整備をされるわけでありまして、今後の長期的な計画の中で、今後はどういったような考え方で整備をされていくのか、その辺をお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、私のほうから、医師確保対策費の予算、前年との増減の理由とどんなものに使われているか。それから、もう一つは、看護学校の看護師確保のためにどういうことをしているのかというような形での2点についてご説明申し上げます。

まず、1点目の医師確保の対策費なんですが、こちらのほう、確かに24年度の予算は6,400万円ほど計上してあります。ただ、24年度、今年度の決算見込みですが、1,900万円ぐらいい見込んでおります。ちなみに、23年度の予算は1,010万円に対して、決算額はだいたい1,023万円ほどの決算額になっております。こういった中で、25年度の予算としては2,600万円ほど見込んだところでございます。

昨年なぜこんなに大きく予算配分してあったのかというこの辺は、地域医療の支援事業の中で、香取海匠自治体病院支援事業という中での医師確保という中で、予算の段階では千葉大等への医師確保のために寄附金というような形での予算を計上しておりましたが、これについては受けるほうも支払うほうもしてはならないということで、この辺は取りやめてございます。

それから、どういったものに使われているかということなんですが、これについては、ASAHIクリニカルセミナーといいまして、これは夏冬に併せてだいたい全部で4回やっております。これは、研修医関係、今現在、医大生とか、そういう者を対象に、旭市に呼んで病院の中を見学してもらいながら、最高3日間ぐらいかけて、いろんな病院の勉強なりしていただくというようなことをやっております。それから、あと救急医師の確保関係で、医学生の実習宿泊関係、こういったものにやっております。こういったもろもろで今年度2,600万円ほど見込んだところでございます。

それから、あと看護師の確保のためにということで、看護師については、平成20年度から、4年目の看護師を対象に、お隣の国の韓国に研修に行っております。こういったことをやることによって、各自のスキルアップを図り、看護師資格の補助、それから結婚後も安心して働ける環境ということで、院内保育園、こういったものを造ってやっております。保育園については、今年度また定員が少しオーバーするということで、今年度少し増員をする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） ご質問いただきました退職手当引当金について説明を申し上げます。

おっしゃいましたとおり、平成24年度は、11億円の計上をし、これが実行されております。平成25年度は、これに対して4億円減の7億円を計上しております。じゃ、どうして4億円減となったかということについて説明を申し上げます。

現在の総合事務組合の規則で、累計の収支額が一定額を超えた場合は、その超えた額を翌年度の引当金、負担金の額から免除するという規定がございまして、ちょうど平成25年度がこの年度に当たっておりまして、4億円は、一定限度を超える額として、免除されるということを根拠に、4億円減の7億円の計上をしております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院施設課長。

○病院施設課長（永嶋英和） それでは、私のほうからは、医師マンションのことについて、新築後その他、長期的にどのように考えているかというご質問に対してお答えさせていただきます。

一般質問でも当院の事務部長からお話をさせていただきましたが、現在、医師宿舎、医師マンションとしては11棟保有しております。そのうち3棟につきましては、昭和56年以前の耐震基準で造られており、既に30年以上経過しております。これについては、現在のライフスタイルに合致していないということで、いろんな間取り、部屋の大きさ等々がございまして、これをリフォームするには非常に厳しいのかという状況でございますので、この辺は解体ということを視野に入れて、この3棟については進めさせていただきたいと思います。

その他の宿舎については、当然のことながら順にリフォーム、これも、できれば現在のスタイルに合った形の台所とか、ワンルームに関しても、やはりミニキッチン等のIH化等々は進めていきたいと考えております。しかしながら、リフォームするに当たって給排水等々の改修をしなければならないもので、上下階、左右階の部屋の相互を考えると、丸1棟をあけていただくのが非常にいいのかなとは思っていますが、やはりいろいろな諸情がありますもので、なるべく少なくとも同じフロア等々をあけて、リフォームを手がけたいと考えております。

実は、そういうことで、仮にそういう場合、あかなくなった場合もございまして、念頭に置きまして、その際は、一時的に民間のアパート等々を借用いたしまして、一時的な借用ということも考え、今後、対応させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 医師宿舎のほうから再質問させていただきますが、そうしますと今後、長期的な計画といったようなことで伺いましたんですが、今後については、宿舎の建設ということは考えないというようなことで、リフォームをこれからはしていくと、そういうこと

でしょうか。

それと、医師確保対策ですけれども、この予算書の中でのお話でしたけれども、医師確保については、ただいまご説明があったような予算の使い方をこの中でされていると思いますけれども、中央病院の大病院が、この程度の医師確保対策費で間に合っているのかなというように思いもしているわけであります。そのほかに、もし違った面で、先ほどちょっと予算の説明の中でありましたよね。病院費用のうちの9ページですか、研究研修費ですか、ここで医師確保といったような言葉がちょっと出てきたと思いますけれども、この辺でも医師確保についての費用が使われているのかどうか、そのほかのところであればお伺いします。

それと、退職の引当金ですけれども、予算書は、確かに4億円、昨年から比較して減らして計上されているということですが、実際の動きとしては、その後、動きがあったと思いますけれども、その辺の説明もしていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） それでは、私のほうから2点お答えいたします。

まず、1点目なんですが、今後の宿舍整備の考え方のことですが、担当課長のほうからご説明しましたように、今後につきましては、まず大規模リフォームをきちっとやりまして、定期的なリフォームというものをまずやりたいということで考えております。

それと、民間活用についても、この間も本会議等で何回か答弁させていただいておりますけれども、やはり全て自前で全部造っていくというのはなかなか時代の中でどうかということもございますので、リフォームをやるということと、民間をいかに活用するかということも併せて、今後、考えていきたいと思っていますので、そういう二本立てで、今後、これ以降については進めていきたいというふうに思っております。

それと、2点目ですが、医師確保対策でこれ以外にということですが、私ども、病院にとって医師の確保というのは、至上命題で、最も重要なことですので、実は、予算の中でもこの医師確保対策以外の委託費の中でも、やはり民間の専門の会社を使って、個別にアプローチをかけて、先生に来ていただくというような取り組みをしておりまして、これは、委託費の項目に入っておりますので、ここの中には計上されておられませんけれども、ほかの費用も含めて医師確保については取り組んでおりますので、ここだけではないということもご理解をいただきたいと思います。

引当金については、担当課長のほうからご説明申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 退職引当金について補足の説明を申し上げます。

予算を作成した当初、当時の考え方は、平成24年度末で累計収支額が市と病院を併せて80億円になるだろうという、あくまでこれは予算作成時の推定でございますけれども、80億円が市と病院を併せた年度末の累計収支額になるだろうという想定いたしました。その当時の組合の規則は、76億円を超えた場合、累計収支額が76億円を超えた場合に、その超えた額を免除しますよという規定でしたので、これは4億円が減になるだろうということで、4億円を減にして、予算を計上いたしまして、その後、2月25日に組合の総会がございまして、76億円という限度額をさらに60億円に引き下げるという規則が決議決定されまして、その決議決定に従いますと、平成25年は、市と病院を含めて引当金の全額が免除されるだろうという今、見通しを持っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、先ほど事務部長のほうからありました医師確保のそのほかという中で、もう少し詳しく説明します。

医師の紹介ということで、外部のほうから招聘という形の委託費ですか、これで1,800万円ほど予算を計上しております。それから、本来、医師がやる放射線の読影の遠隔画像診断といいまして、これを9,600万円ほど予算計上しております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 退職給与引当金のほうですけれども、来年度、25年度は、市も病院も掛金がゼロということですよ。そういうような今の状況ということでありますけれども、市の予算はちょっと所管ではありませんけれども、市もたしか6億円以上の退職の引当金は計上しているということでありますけれども、それも予算が浮くということになったわけでありまして、その辺の今後の扱いですか、どういったふうになっていくものかどうか、分かればお伺いします。

○委員長（景山岩三郎） 議案の質疑は途中ですが、お昼のため1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 0分

再開 午後 1時 0分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 午前中の質問に対する補足説明を少し振り返ります。

平成24年度の末の推定の累計収支額は80億円と申し上げました。これは、市と病院一体、組合から見ると常に、市と病院は一体、1つとして見ますので、一体として80億円が24年度末の累計収支額であろうと、これは推定されます。新しい規則、2月25日に決議された規則では、60億円を上回る額、つまり恐らく20億円が、今後25年度以降免除されるだろうということです。したがって、少なくとも25年度、単年度においては、全額、市と病院を含めて全額が免除されるだろうと。26年度になると、何がしかの免除額が少し減るだろうというふう

に推定しています。これは、あくまで旭市と病院一体としてそうなるだろうということであって、それ以外、それ以上のことはありません。

そうすると、今度、市と病院との間で、どのような案分で、考え方で、免除益というんでしょうか、免除の利益を分担するか、分配するかというのは、全く今、議論していませんで、これからゼロのスタートで市当局と議論を進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 来年度につきましては、掛金は病院も市も払わなくてもいいといったようなことということでございますけれども、そうしますと市本体のほうは病院のおかげで退職金の掛金を払わなくてもいいと、そういうふうになると、そういうことだろうと思います。その辺の扱いについては、また私がどうこう言うことでもありませんので、病院のおかげということだけは間違いないということです。その辺を今後、市と病院のほうでよく話をさせていただきまして、浮いたお金を有効に使用していただければというふうに思っております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑ございますか。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） すみません、じゃ午後になったのでちょっとだけ。

35ページのそのほか医業外収益というのがあるんですけれども、この中に公舎使用料というのがありますね。医師マンションの建設の話、最初の説明のときにちょっとお伺いしたんですけれども、結局、医師確保ということで、20億円で、30年で償却して、年間7,000万円くらいですか、そういうのがいいかどうか分からないんですけれども、100で割ると80万円くらいですから、月にすると六、七万円の話なんで、そうすると逆にそれを建てたことによって公舎使用料も入ると。

私は、基本的にあまりハードにお金はかけないで、給料とか手当で出せばいいのかなとかねがね言っているかと思うんですけれども、そう思っているものですから、ただこうやって考えてくると、月に六、七万円で公舎使用料がどのくらいなのか、それが今度減るわけですから、その辺が分かればちょっと教えていただければと思います。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 公舎使用料につきましては、私ども、医師の場合には、24時間365日、病院の敷地内に拘束しているということもありまして、通常、民間のアパートとか、そういったところの家賃と比較しますと相当安い形で賃貸をしております。これは、もう拘束しているという事実がありまして、だいたい7,000円とか8,000円、多いところで1万円そこそこぐらいの値段で家賃をいただいております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 電話料、ガス料、そのほかいっぱいあるんで、年額で3億6,700万円になっていますよね。電話、ガス、行政財産使用料でいろいろ入って、地権収益というのが、この辺は大きいんだと思うんですけども、公舎使用料というのはこれでどのくらいになるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） ただいまここに資料を持ち合わせておりませんので、後ほど調べてご報告します。

○委員長（景山岩三郎） ほかに質疑はございますか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続いて、議案第9号中の所管事項について、担当課により補足して説明がありましたらお願いをいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算について、保険年金課所管の補足説明を申し上げます。

11ページをお願いいたします。

最初に、歳入になりますけれども、歳入の13款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金、説明欄1、保険基盤安定負担金は、額の確定によりまして国保会計への一般会計繰出金における保険者支援分を197万2,000円増額するものであります。

次に、12ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の説明欄1、保険基盤安定負担金は、これも額の確定によりまして国保会計への一般会計繰出金における保険者支援分及び保険税軽減分を783万8,000円増額するものであります。

次に、17ページをお願いいたします。

今度は歳出になります。3款1項4目国民健康保険費の説明欄1、国民健康保険事業特別会計繰出金は、法定分としての保険基盤安定及び出産一時金並びに財政安定化支援事業繰出金を1,816万1,000円増額する一方、職員給与費等及び法定外の繰出金を5,748万6,000円減額することによりまして、合計で3,932万5,000円減額するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 続きまして、子育て支援課所管の補足説明を申し上げます。

補正予算書の17ページをお開きください。

最初、歳出になります。3款3項4目保育所費の説明欄1番、保育所運営費619万4,000円の増は、管外保育委託料と私立の保育所運営委託料で、管外保育委託料については児童数が当初見込んだ人数より18人増え、私立の保育所運営委託料については、見込んだ児童数より2名増え、さらに3歳未満児の割合が増加したことによるものです。

続いて、11ページをお開き願います。

この事業に充当する特定財源は、13款1項1目2節の説明欄1番、保育所運営費負担金309万7,000円及び続いて12ページになります。14款1項1目3節の説明欄1番、保育所運営費負担金154万9,000円を見込んでおります。

以上で、議案第9号、子育て支援課所管の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 庶務課長。

○庶務課長（横山秀喜） それでは、議案第9号の庶務課所管の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の5ページをお開きください。

ここでは、繰越明許費の補正ですが、一番下の10款教育費、2項小学校費、事業名ですが、小学校大規模改造事業、増の理由です。富浦小学校及び三川小学校の屋内運動場改修工事、それと飯岡小学校の東校舎の外階段を設置するものでありまして、この事業を前倒しで実施することとなったため、今回の補正で事業費を計上させていただきました。その分を繰越明許として計上し、全額を繰り越すものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

国庫支出金、一番下の2行、教育費国庫補助金の中で、まず小学校費の国庫補助金3,309万8,000円、これにつきましては、今、申し上げました3校の学校施設環境改善交付金、防災機能強化ということで補助率が3分の1となっております。下の中学校費の国庫補助金につきましては、飯岡中学校を今回、減額させていただきますので、併せて歳入のほうも減額させていただきました。

続きまして、21ページをお開きください。

10款2項1目、説明欄1の小学校大規模改造事業です。1億452万4,000円です。15節工事請負費9,734万2,000円は、繰越明許費でご説明させていただきました3校分の事業費で、前倒しで実施することとなったため、今回、補正でお願いします。

それと、本会議のほうで財政課長から説明申し上げましたが、飯岡中学校の改築事業費につきましては、今回、減額させていただきます、新たに先ほどご協議いただきました新年度予算のほうに計上させていただきました。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） それでは、議案第9号のうち生涯学習課所管の補足説明を申し上げます。

22ページをご覧いただきたいと思います。

歳出になりますが、10款4項13目、説明欄1の働く婦人の家管理費4,520万3,000円は、先

の議会の全員協議会その他の事項でもご報告いたしました。旭市保健センターと旭市働く婦人の家の建物に係る耐震改修工事並びにその設計管理業務委託料でございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

（発言する人あり）

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 先ほど議案第8号で、佐久間委員からの質問の中で公舎家賃の件、すみません、ただいま資料が届きました。3,613万1,000円を予算として見ております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 続いて、議案第10号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、補足説明を申し上げます。

補正予算は、歳入歳出それぞれ1,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億7,800万円とするものであります。内容につきましては、本会議で補足説明したところでありますが、ここでは診察を受けた際の窓口負担である一部負担金の免除について若干補足説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目一般被保険者療養費給付金において、震災に係る一部負担金の免除分として、4,008万2,000円を増額し、47億4,326万4,000円とするものであります。一部負担金の免除額としては、9月の補正分を併せまして、全体で9,326万4,000円を見込んでおります。

なお、この一部負担金の免除額相当分が、7ページの歳入、4款2項1目財政調整交付金にて財政支援されるものでありますが、平成24年3月から9月分の診療分は10分の10、10月から12月の診療分は免除額の10分の8が平成24年度として措置されますが、平成25年1月から3月分につきましては平成25年度の財政調整交付金として措置されるものです。また、一般質問でもお答えしましたが、この一部負担金の免除につきましては、25年3月31日をもっ

て終了予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第10号の質疑を終わります。

続いて、議案第11号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） それでは、議案第11号、平成24年度介護保険事業特別会計補正予算につきまして補足説明申し上げます。

今回、補正を行う理由でございますが、平成23年度決算におきまして保険給付費等が確定し、国・県・市からの交付金が精算によりまして超過交付なり、返還が生じたため補正でお願いするものでございます。

補正の内容につきましては、本会議でご説明したとおりでございますので、特に追加しての説明はございません。よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第11号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第11号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 本案件につきましては、本会議で補足説明させていただきました。特に追加してのご説明はございませんので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第15号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第15号につきましても、特に追加してのご説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 何かございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第15号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第16号につきましても、同じく追加しての説明は特にございませんので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） それでは、議案第17号の旭市小規模水道条例について、補足説明を申し上げます。

この条例につきましては、50人以上の者に水を給水し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象として、その衛生管理等を定めた条例でございます。この市の水道事業から供給される水のみを水源とするものにつきましては、小規模簡易専用水道といいまして、それ以外、上水また自己水源、これは井戸水ですけれども、そういったものを水源としております水道につきましては、小規模の専用水道というふうに区分けされてございます。

市内にこの水道法の適用除外施設といいますのは、先ほどの小規模の簡易専用水道、これにつきましては、給水人口が100人以下、なおかつ1日最大20立方メートル以下というようなことを思っております。この該当する施設につきましては、現在、市内には21施設ございます。また、小規模の専用水道ですけれども、これにつきましては受水槽へ10立方メートル

ル以下ということで、これらに該当する市内での施設につきましては、現在4施設ということで、こういった施設についてをこの条例の中で、管理をしていくというようなことでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第17号について、質疑がありましたらお願いいたします。

林正一郎委員。

○委員（林 正一郎） 課長、ちょっとお伺いしたいのですが、この水道施設もそういった小規模施設が21あるということでございますが、私の部落でも使ってはいるんですが、私個人的には、植木に水をかけてしか使っていないんですが、それでも実際に飲料水として使っている家庭が、相当数うちの部落でもあるんですが、当時、私も、水道の組合長をやっていたときに、保健所で検査してもらおうと、尿酸窒素ですか、これが非常に多いと。これはなぜかということ、豚舎の堆肥ですか、そういったものが、最近、多く使われるようになって尿酸窒素が多いということで、相当危険度はあるんじゃないかなということで、水道組合にはお話ししてきたのですが、いまだ使用しておりますので、そういった管理の指導を環境課長の行政のほうで指導していただければありがたいなと思いますので、お願いをしたいと、よろしく申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） 林正一郎委員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 今、委員からお話がありましたけれども、今お話があったその地域で使っている簡易水道といたしますか、そういったものだと思うんですけども、今の私のほうで、条例の中で規制されていく施設には該当しておりません。

ちなみに、1か所ほど海上地区で、やはりそういった水道組合が組織されておりますけれども、そういった施設は今この中に上がっておりますけれども、今、委員がおっしゃった内容の施設については、ここの条例の中では規制されていく施設にはなっておりませんので、ただ、今おっしゃっているように地域でそういう利用されているということですので、そういった住民の方々のいろいろな健康的な部分を含めて、そういった意味では環境課のほうでもそういったことについては見ていきたいと、そんなように思います。よろしく申し上げます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長(大木多可志) それでは、続きまして第18号についての補足説明を申し上げます。

この第18号の旭市が設置する専用水道の水道技術責任者の資格を定める条例でございます。
この条例につきましても、水道技術管理者の資格に関する基準につきまして、水道法の改正
がございまして、その中で、水道政令で定める基準を参酌して、地方自治体が資格の基準等
を定めるというようなことになったものでございます。

なお、旭市が設置する専用水道といいますと、現在、市で設置する専用水道というのは、
旭中央病院の本館と1号館、それと特別養護老人ホームの東総園がこの専用水道に当たると
いうことで、現在もう既に中央病院におかれましては、この基準に基づいた資格の水道技術
管理者というのは置かれていると思います。ただ、これが、今度、市の条例の中でこういっ
た基準を定めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長(景山岩三郎) 担当課の説明は終わりました。

議案第18号について、質疑がありましたらお願いいたします。

(発言する人あり)

○委員長(景山岩三郎) 病院施設課長。

○病院施設課長(永嶋英和) 私どものほうに、1名、資格を取った者がおります。

以上でございます。

○委員長(景山岩三郎) ほかにいいですか。

(「なし」の声あり)

○委員長(景山岩三郎) 特にないので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第24号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
環境課長。

○環境課長(大木多可志) それでは、議案第24号について補足説明を申し上げます。

この条例につきましても、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正というこ
とで、この条例につきましても、環境省令に基づき市が設置する一般廃棄物処理施設、これは
市のクリーンセンターの施設でございます。ここに置かれております技術管理者の資格に関

する基準につきまして、これについても、環境省令で定める基準を参酌して地方自治体が条例で定めるというようなことで、改正を行うものでございます。

この本市が設置する一般廃棄物の処理施設、市のクリーンセンターですけれども、焼却施設と併せまして併設されております粗大ごみの処理施設または資源ごみの処理施設、それと最終処分場の処理施設と、こういったところに技術管理者を現在も置いてございます。ですから、それを今度、市の条例によってこの資格基準を定めていくということでございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第24号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第24号の質疑を終わります。

続いて、議案第28号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） 議案第28号につきましては、本会議でご説明申し上げたとおりです。追加での補足説明はありません。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第28号の質疑を終わります。

続いて、議案第29号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、病院所管事業の補足説明を申し上げます。

現行の条例は、事業管理者が病院長を兼ねることを前提に、事業管理者の給与は病院長の給与とするというような規定となっております。このため、事業管理者が病院長を今後兼ねない場合に不都合が生じますので、その際にも適正に給与等が支給できるようにするために、新たな条例を制定するものであります。

条例の概要を少し説明申し上げます。

まずは、第2条において、病院事業管理者の給料月額を定額として定めます。

第3条の第1項から第3項まで、そして第5条は、事業管理者に対して、所定の通勤手当、

期末手当及び旅費を支給するものであります。また、第3条の第4項は、事業管理者が医師である場合で、かつ診療を行う場合は、これらの手当のほかに病院事業企業職員の給与に関する規定の例により、辺地手当、地域手当及び特殊勤務手当を支給するものであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第29号について、質疑がありましたらお願いいたします。

島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今回は事業管理者の給与に関する条例ということで提案されたわけですが、これまで中央病院に関しましては、院長と事業管理者が、同じ方がずっと務められてこられたということでございまして、そういった中で、今回この院長と事業管理者で、業務の分担をしたほうがより適切な仕事ができるというような説明が以前されたわけでございます。

そういった中で、院長と事業管理者がどのような業務の分担と申しますかされるのか、その辺について説明をお願いします。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） ただいま病院内で議論の最中ではございますけれども、基本的な考え方としては、事業管理者は病院事業の経営統括を行う。そして、病院長は病院の医療統括を行うと、こういう基本的な考え方に基づいて、今、細部の議論を行っている最中でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員。

○委員（島田和雄） 今、病院内部で議論されているということですが、議論されて、その結果、いずれこういったことで、事業管理者はこういったことに関して職責があると、院長はこういうことだといったことが、定められる、何らかの形で定められるものかどうか、その辺について伺います。

○委員長（景山岩三郎） 島田和雄委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 実は、現行の院内の管理規程に、病院長の専権事項ということで規定が既にごございますので、これは今まで事業管理者と病院長が一体のもので運用し

ていた規定でございますので、今後、明確に事業管理者と病院長を分けるということに伴って、この規定自体を少し変更したり追加したりすることで、明確に、院内規程レベルですけれども、明確にしようというふうに、今、作業を進めている最中でございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第29号の質疑を終わります。

続いて、議案第30号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第30号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしく願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第30号の質疑を終わります。

続いて、議案第31号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、病院事業所管の補足説明を申し上げます。

昨年、平成24年10月に、医師の定着を目的としまして、3年から5年の専修医を従来の臨時職員から正規職員にいたしまして、このために46名の正規職員増となっております。これに加えて、看護師、検査技師など適正な医療を提供するために必要な人員増に対して、病院事業企業職員の定数を現在の1,880名から1,970名に、引き上げを行うものであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第31号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） この議案に対して反対だとか何とかというんじゃなくて、雇用形態というか、分からないところがありますので、確認、しつこいようですけれども、ちょっと

確認、教えていただきたいと思います。

今、研修医は臨時職員だという話がありました。まず、その前に、今年の正月は1,851人いるということなんですが、これは全部正規職員なんだろうと思うんですね。この研修医は臨時職員で、その後、正規職員にするということは具体的にどういうことなのかなというところ、ちょっと分からないところがあるんですね。

まず、1,851人は、全部共済保険は入っているんですよね。その辺を一回教えていただけますか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） おっしゃるとおりです。1,851名全員共済組合に加入しております。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） その研修医は、臨時職員ということでも、共済に入っていらっしゃるわけですよね、入っているんですね。だから、入っているということでもいいんですね。そうすると、正規でない人で社会保険に入っている職員もいらっしゃると聞いているんですけども、その辺は1,851人のほかにどのぐらいいらっしゃるんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 私の説明が少しくまらなかったかも分かりませんが、もう一度説明します。

定数条例の対象になっている職員は正規職員でございまして、これは全員共済組合のほうに加入しております。医師は今240名ほどおりますけれども、このうち170名が、今、正規職員で、残り70名が、1年生、2年生の初期研修医として、こちらのほうは共済組合ではなく社会保険のほうに加入しています。去年、平成24年10月に、3年生、4年生、5年生、46名、これはその当時まだ臨時職員として社会保険の加入者だったんですけども、医師の定着対策の一つとしてこれを正規職員に引き上げて、共済に加入させようということをやったわけでありまして。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） しつこくて申し訳ないんですけども、実態を教えてもらいたい。それで、研修医は臨時で、正規では共済に入ると。例えば、研修医は、兼職、中央病院だけじゃなくてほかに勤めて、ほかから収入を得るということも可能なんではないでしょうか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） 研修医は、1年・2年生を初期研修医、3年・4年・5年を後期研修医または専修医と呼んでいますけれども、兼職については事実上あり得ません。これは病院で100%研修に励んでいただいておりますので、それは事実上あり得ないと、申請があっても、病院としては許可いたしません。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員。

○委員（佐久間茂樹） 最近お医者さんで、例えば週3日だけこちらに来て、週2日だけどこかほかに行きたいとか、そういった契約の仕方、それは職員じゃなくて、委託とか何かそういった契約になるんでしょうかね。回数が多くなっちゃうので、もう1回ついでに聞いちゃいますけれども、例えば事務部長は例年ですとだいたい2年くらいで交代されます。この1,851人の中に多分カウントされているんだろうと思うんですけども、身分とすれば県の職員ではその間ないんですか。

○委員長（景山岩三郎） 佐久間茂樹委員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（菅谷敏之史） 県から派遣ということで私は来ておりますので、身分的には県の職員の身分と旭市職員の身分、両方兼ねておりますので、私もれっきとした旭市の職員でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第31号の質疑を終わります。

続いて、議案第35号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） 議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明申し上げます。

本会議の補足説明でも申し上げたとおり、子ども医療費と併せて重複部分を一本化し、制度を見直し改正するものです。子ども医療費は、新しい受給券が交付される8月診療分から、対象年齢を中学3年生まで引き上げますので、ひとり親家庭の子供については、それから3年間の助成を行おうとするものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第35号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第35号の質疑を終わります。

続いて、議案第36号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） 議案第36号、旭市市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本案は、商工観光課が所管する旭市働く婦人の家を新年度から、名称を旭第2市民会館に改め、生涯学習課が所管する旭市民会館と併せて一括管理するため、所要の改正を行うものであります。

まず、第2条の市民会館の名称と位置ですが、施設が1か所から2か所に増えることから、次表として2か所を併記するように改めるものであります。

続いて、第10条では、使用料の根拠について旭市使用料及び手数料に関する条例に定めるところにより規定するものでございます。

なお、この条例の施行日は平成25年4月1日とし、これに伴いまして旭市働く婦人の家の設置及び管理に関する条例は廃止することといたします。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第36号について、質疑がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第36号の質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

これは、世帯主として持ち家を新築・購入した場合、5年に限り月額2,500円の住居手当を支給するという規定がございましたけれども、これは、国や市長部局に倣い、この際、持ち家に係るこうした住居手当を廃止するというものでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わりました。

議案第37号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第37号の質疑を終わります。

続いて、議案第38号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 議案第38号につきましては、本会議で説明したとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第38号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） 議案第39号の墓地条例を廃止する条例ですけれども、本会議及び議案質疑の中でご説明をしたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないので、議案第39号の質疑を終わります。

続いて、議案第43号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（佐久間 隆） それでは、議案第43号、指定管理者の指定についての補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、旭市干潟保育所の指定管理者の指定でありまして、本会議でもご説明申し上げたように、公募によらず指定管理者候補者選定委員会での審議結果に基づきまして、現在の指定管理者である学校法人旭鈴木学園を指定するものでございます。

干潟保育所では、指定管理者への委託後、通常保育、一時預かり、延長保育に加え、直営事業では実施できなかった病児・病後児保育や土曜日の午後5時30分までの延長保育といった充実した保育サービスが行われております。当該法人については、保育サービスが充実していること、入所児童の保護者からも信頼を得ていること、施設の管理運営を安定して行う体制を備えていると判断され、極めて良好に管理運営をいただいていると考えております。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） 担当課の説明は終わります。

議案第43号について、質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、議案第43号の質疑を終わります。

以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（景山岩三郎） これより、討論を省略して、議案の採決をいたします。

議案第1号、平成25年度旭市一般会計予算の議決についてのうち本委員会の所管について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成25年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、平成25年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、平成25年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、平成25年度旭市病院事業会計予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、平成24年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管の事項について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、平成24年度旭市国民健康保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成24年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市小規模水道条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第24号、旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第28号、旭市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、賛成の方の起立を

求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号、旭市病院事業管理者の給与等に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

議案第31号、旭市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

議案第35号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

議案第36号、旭市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号、旭市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号、旭市中心身障害児養育手当支給条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号、旭市墓地条例を廃止する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第43号、指定管理者の指定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（景山岩三郎） 全員賛成。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長一任に願いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

ここで、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時18分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事項の報告

○委員長（景山岩三郎） 次に、所管事項の報告に入ります。

報告のある所管課は随時報告してください。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） 保険年金課から、第2期特定健康診査等実施計画の策定についてご報告させていただきます。

現行の旭市国民健康保険特定健康診査等実施計画は、平成20年度から5年間で1期として策定され、この計画に沿って今まで各種事業を実施してきたところでございます。この第1期実施計画は24年度末が終期であることから、本年度、受診率の向上を図るため、未受診者アンケートを実施した後、平成25年2月7日開催の国民健康保険運営協議会でご審議をいただき、その後、パブリックコメントを経て、平成29年度までの5年間で第2期とする実施計画は策定いたしましたので、ご報告させていただきます。

なお、この実施計画書につきましては、現在、印刷を行っているところでありますので、議会閉会日に、議員の皆様へ、先に実施したアンケート調査報告書とともにお配りしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございますか。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、社会福祉課所管の関係で、特定非営利活動法人旭市手をつなぐ育成会が運営する障害福祉サービスの就労継続B型支援施設「あじさい工房」による自立支援給付費の不正請求問題につきまして、千葉県による処分が今月末に発表されることから、事前にこれまでの経過を含めてご報告いたします。

昨年の7月の下旬でございますが、旭市手をつなぐ育成会の理事の一人から、あじさい工房において自立支援給付費の不正請求がある旨の通告がございました。不正請求は、当時の代表者である〇氏の独断によるもので、8月10日付の文書で、手をつなぐ育成会に、責任は自分である、自分一人の責任である旨の書面が提出されていることを聞いております。ま

た、同時期に、事業所の指定認可をしました千葉県障害福祉課に同様の通告があった旨も聞いております。

その後、県障害福祉課より、旭市手をつなぐ育成会への立入検査も実施するに当たり、市に協力依頼があり、立入調査を実施いたしました。調査の結果、利用者の利用状況、従業者の出勤状況等の確認をいたしましたけれども、帳簿書類に不備があり、不正請求額を確定するためには、利用者の保護者全員に利用の確認をする必要が生じたため、文書にて利用状況を照会し、不正請求金額を確定いたしました。

なお、この確認作業中に〇氏が来庁いたしましたので、その折に全額返還する旨の回答はこの時点で得ております。

この間、旭市手をつなぐ育成会では、臨時総会を開催し、役員の改選が行われ、10月から〇氏から現会長のS氏に会長職が引き継がれております。

年が明けまして、1月下旬に県の障害福祉課において、自立支援給付費の不正請求に係る処分の判断材料としまして、1つ、不正請求額の全額返還、2つ目として、旭市手をつなぐ育成会の役員の刷新、3つ目として、経営の安定性が担保されるような事業計画書の提出、以上3項目を実施するように育成会に指導が行われたようであります。

2月下旬に、手をつなぐ育成会の現会長でございますS会長が来庁いたしまして、3月中旬を目途に、あじさい工房の事業を終了したいと考えていると、そういう申し出がございました。

なお、この間に、利用者がこれからも従事できるような就労訓練の場を確保していただきたいという要請がございまして、障害者の利用者の方の意向を第一と考えて、保護者を対象に、意向調査を実施しております。今後の関係ですけれども、県としましては、3月18日、来週の月曜日でございますが、この弁明の機会を与える聴聞会を開催すると聞いております。そして、3月28日もしくは29日に処分の通知が発送され、同日、記者発表になる見込みというふうに聞いております。

本市といたしましても、県の処分内容を基に、今後の対応を検討したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員長（景山岩三郎） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） それでは、所管事項の報告で何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

伊藤房代委員。

○委員（伊藤房代） 旭中央病院について、2点ほど質問したいと思います。

まず、1点目は中央病院の来年度の医師数の見込みについてです。昨年の4月には、旭中央病院でも医師が一昨年に比べて大幅に減少し、私も大変心配いたしました。その後、病院においても医師確保にいろいろな面で努力されていると伺っておりますが、この春、4月1日現在の医師数の見込みはどのような状況なのか、お伺いいたします。

2点目ですが、医師の減少が経営へ影響することも懸念されておりましたが、本年度の病院の収支見通しはどのような状況なのか、お伺いいたします。

○委員長（景山岩三郎） 病院人事総務課長。

○病院人事総務課長（河北 隆） では、1点目のご質問につきまして説明を申し上げます。

医師の人数、これは先ほど議論にあった研修医を含めた人数ですけれども、平成23年4月1日で258名だったところが、平成24年4月1日で244名、つまり14名の大幅な減となりました。この関係で、皆様には大変なご心配をおかけしまして、多くの患者様には、ご迷惑、ご負担をおかけしまして、誠に申し訳ないことでございました。病院としましては、大変な危機感を持って、1年間通して、病院長以下、医師の定着と確保に取り組んでまいりました。その結果、平成25年4月1日の医師数の見込みでございますけれども、少なくとも大幅な減は、回避することは確実です。今、きょうも、実は、眼科医の面接等は病院のほうで行っているような状況で、まだ少し変動がありますけれども、大幅な減ということは確実に回避できる見込みでございます。

以上です。

○委員長（景山岩三郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） それでは、2点目の収支なんですけど、平成24年度なんですけど、1月末終了時点での収支状況表によれば2,234万円ほどの利益を現在確保しております。3月末、最終的な終了時点での最終の利益としましては、約1億円程度の利益は確保できる見込みであります。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、所管事項の報告を終わります。

請願の審査

○委員長（景山岩三郎） 次に、請願の審査を行います。

環境課以外は退席してください。

しばらく休憩をいたします。そのまま自席でお待ちください。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時32分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る2月28日の本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願の1件であります。

それでは、請願1号について審査に入ります。

紹介議員であります林一哉議員より説明をいたします。

○委員（林 一哉） 紹介議員の林一哉でございます。

2月の下旬ですか、私のところへ、佐原土建の組合の旭市の方で会員の方が私のところへ参りまして、私も、昭和48年ですか、建設業関係にタッチしておりましたので、そういう状況、建設業でアスベストを使うというような建築が、あちらこちらでなされているというようなことも承知しておりました。

なお、アスベストも、種類がありまして、鉄骨造りでさび止めを兼ねて吹き付ける方法もあったし、あとアスベストの資材を天井とか壁に張り付けるというような、そういうことも、私も存じておりましたので、こういうアスベストの被害者の早期救済の解決を図るべきだというふうに私自身も思っておりましたけれども、また3.11の大震災でも、何か東北方面でも、あちらこちらに、とにかく体育館、それから各施設ですか、そういうところでもアスベスト資材が結構使っているように聞いておりますので、ぜひこの被害者の救済のために、やはりこの請願を国のほうへ、救済を働きかける意見書は提出すべきだというふうに、私自身も思っておりましたので、そういうことで紹介議員になりましたので、十二分な審議をよろしく

お願いいたしたいと思います。

以上で、簡単ですが、説明に代えさせていただきます。

この請願の趣旨を読んでいただければ分かりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ですが、終わります。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

林一哉議員の説明は終わりました。

続いて、環境課より参考意見がありましたらお願いをいたします。

環境課長。

○環境課長（大木多可志） ただいまの請願のほうの内容ですけれども、今まだ国のほうのこういった救済制度というのが遅れているというのは現状だと思います。しかしながら、国においても、18年に石綿の健康被害救済法が施行されまして、その後、23年にも、対象者の拡大ですとか、また救済の期間の延長ですとか、そういったことで、一部改正しながら実施をしている状況だと思います。

あと、こういった建築の労働組合からの請願というのは、やはり我が市だけの問題ではなくて、東京都または埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、そういうふうな形で同じようなこういった請願というものが出されておまして、それらについて早いところでは昨年から国のほうへ意見書を上げている自治体も多々ございます。

以上でございます。

○委員長（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

それでは、請願第1号について審査をお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、ここで執行部は退席してください。

大変ご苦労さまでした。

ここでしばらく休憩に入ります。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時43分

○委員長（景山岩三郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、請願の審査を行います。

請願第1号について、ご意見がありましたらお願いいたします。

林俊介委員。

○委員（林 俊介） 今、事務局のほうから、近隣では、香取市が否決、匝瑳市は採択という、そして銚子市には、これは出てないということであります。先ほど環境課長からの補足の中で、もう既に国がこの救済法についてやっているということでもありますので、我々地方自治体からあえて出さなくても、それなりの関係者が国に働きかけ、そしてやっているようですので、あえてここで私どものほうから請願する必要はないんじゃないかというふうに思っております。

そういうことで皆さん方のご協力をいただければ、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（景山岩三郎） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

請願の採決

○委員長（景山岩三郎） 次に、討論を省略して、採決をいたします。

請願第1号、建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図るよう国に働きかける意見書の提出を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（景山岩三郎） 賛成少数。

よって、請願第1号は不採択と決しました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願ひたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（景山岩三郎） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

○委員長（景山岩三郎）　以上で審査は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会　午後　２時４６分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 景山 岩三郎